三　第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第六十二の六の認定高度保安実施設置者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第九十五条の五　前二条の規定は、法第五十五条の六第一項の認定の更新に準用する。

［新設］

（変更の届出）

第九十五条の六　法第五十五条の七の規定による届出をしようとする認定高度保安実施設置者は、様式第六十二の七の認定高度保安実施設置者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

（認定の取消し等に伴う定期自主検査）

第九十五条の七　認定高度保安実施設置者に係る認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施設置者であった者は、当該認定に係る特定電気工作物（次の各号に掲げる電気工作物ごとに、当該電気工作物についての前回の定期自主検査等が終了した日（定期自主検査等を行っていないものにあっては、その運転が開始された日）から起算して当該各号に定める期間を経過したものに限る。）について、第九十四条の二第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備　四年間

二　ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）　三年間

三　ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備　二年間

四　燃料電池用改質器　一年一月間

五　風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサー　三年間

（保安規程の保存の方法）

第九十五条の八　認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第九十五条の十第一項第一号において同じ。）を保存するものとする。

［新設］

2　認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、その日付、内容及び理由を記録し、これを保安規程とともに保存しなければならない。

（主任技術者の選任等に係る記録の保存の方法）

第九十五条の九　認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十一前段の場合においては、次に掲げる事項（主任技術者を解任した場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載した主任技術者の選任又はその解任に係る記録（次項及び次条第一項第三号において「主任技術者の選任等に係る記録」という。）を作成するものとする。

［新設］

一　主任技術者を選任し、又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地

二　主任技術者を選任し、又は解任した年月日

三　主任技術者の氏名、生年月日及び住所

四　主任技術者免状の種類及び番号